

「結婚支援事業企画・運營業務委託」プロポーザル公募要領

【留意事項】

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和８年度予算の成立」を前提として実施します。

そのため、国との協議の結果、事業の内容、交付決定額等に変更が生じた場合は、その範囲内で事業が実施できるよう企画提案の内容を調整して仕様を確定することとなり、また、令和８年第１回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算が可決・成立しない場合は、このプロポーザルに係る委託業務は実施しませんので、御了承ください。

なお、委託業務を実施しないことに伴い、プロポーザル参加者又は契約交渉の相手方において損害が生じた場合にあっては、その損害について、県は一切負担しません。

第１ 業務の目的

本業務は、非婚化・晩婚化対策として、県の結婚支援事業の拠点となる「ぎふマリッジサポートセンター」（以下「センター」といいます。）を運営し、「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」を利用した「広域お見合い」をはじめとする独身者に対する支援、県内市町村及び県内市町村等結婚相談所（地方公共団体又は公共的団体等が運営する結婚相談所をいいます。以下「結婚相談所」といいます。）の活動を支援し、結婚支援ボランティアの養成及び活用に取り組み、企業等における結婚支援活動を促進することにより、県内における結婚支援体制の整備・充実を図ることを目的とします。

第２ 募集の内容

１ 業務名

結婚支援事業企画・運營業務委託

２ 業務内容

別添「結婚支援事業企画・運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

３ 業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

４ 委託費の上限

４７，１３３，６８８円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※委託費の上限額を超える見積額の提案は、失格とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」といいます。）とします。

また、単独の法人等にあつては、以下の（１）から（８）までの全ての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員が（１）を満たし、かつ、代表構成員を含む全ての構成員が（２）から（８）までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

- （１）日本国内に本社、本店、支店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３）プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （４）役員（法人でない団体の代表者、管理人等を含む。）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑に処され、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （６）県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込受付期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- （７）県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込受付期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえて、以下の項目について、別記第 1 号様式に沿って作成してください。

（１）業務実施体制等

- ア 業務実施体制・運営体制
- イ 人員体制（業務従事者の知識、経験、技能等）
- ウ 事業目標、成果指標等を踏まえた業務の実施方針
- エ 業務の全体スケジュール

(2) 業務実施計画

- ア センターの運営等に関する計画
- イ 独身者の支援に関する計画
- ウ 市町村及び結婚相談所の支援に関する計画
- エ 婚活サポーターの活用に関する計画

(3) 業務を実施するに当たっての貴法人等の特色、優位性等

- ・貴法人等を他の法人等と比較した場合における業務を実施するに当たっての特色、優位性等があれば、記載してください。
- ・過去に実施した結婚支援に関する業務（地方公共団体から委託を受けて実施したものを含む。）の実績があれば、記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

ア 公募要領等の公表・配布	令和8年2月6日（金）～令和8年3月2日（月）
イ 公募要領等に関する質問の受付	令和8年2月6日（金）～令和8年3月2日（月）
ウ プロポーザル参加申込受付	令和8年2月6日（金）～令和8年3月2日（月）
エ 企画提案書の受付	令和8年2月6日（金）～令和8年3月9日（月）
オ プロポーザル評価会議	令和7年3月中旬（予定）
カ 評価結果の通知・公表	令和7年3月下旬（予定）

※公募要領等の配布及び質問等の受付を行う日については、県の機関の休日を除きます。

(2) 公募要領等の配布期間・場所

ア 配布期間

令和8年2月6日（金）正午から令和8年3月2日（月）午後5時15分までの毎日（県の機関の休日を除きます。）

イ 配布場所

原則として、県公式ホームページからダウンロードしてください。郵送での配布は行いません。

- ・掲載場所：トップページ／入札・公売／入札公告／公募型プロポーザル
- ・URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

(3) 公募要領等に係る質問の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和8年2月6日（金）正午から令和8年3月2日（月）午後5時15分まで

イ 質問の方法

プロポーザルに参加するに当たって質問がある場合は、質問書（別記第2号様式）を事務局（子ども・女性政策課）にFAX、電子メール（ファイル形式は doc 又は

docx に限ります。) 又は郵送 (必ず「特定記録」を利用してください。) により提出してください。

ウ 回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和 8 年 3 月 5 日 (木) までに、県公式ホームページ上 (公募要領等の掲載場所と同じページ) に公表します。

(4) プロポーザル参加申込

ア 受付期間

令和 8 年 2 月 6 日 (金) 正午から令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

イ 提出書類

プロポーザル参加申込書 (別記第 3 号様式)

ウ 提出方法

- ・事務局まで、持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送により提出する場合は、必ず「特定記録」を利用してください。なお、郵送による提出は、令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午後 5 時 15 分必着です。
- ・持参による提出は、県の関係機関の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間において受け付けます。
- ・持参による提出のため岐阜県庁舎に入る際は、県公式ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」を確認してください。

※電子メール等を用いた電子データによる提出は受け付けません。

(5) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和 8 年 2 月 9 日 (月) 午前 8 時 30 分から令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書 (別記第 1 号様式)
- (イ) 法人等概要書 (別記第 4 号様式)
- (ウ) 誓約書 (別記第 5 号様式)
- (エ) 見積書 (任意様式)
- (オ) 共同体構成員届出書 (別記第 6 号様式) (該当する場合のみ)
- (カ) 共同体協定書 (別記第 7 号様式) (該当する場合のみ)
- (キ) 共同体委任状 (別記第 8 号様式) (該当する場合のみ)
- (ク) 社会的課題への取組 (別記第 9 号様式)
- (ケ) 結婚支援コンシェルジュとして配置を予定する者の職務経歴書 (任意様式)

※共同体としてプロポーザルに参加する場合は、共同体の全ての構成員について、(イ) から (ク) までの提出書類の提出が必要です。

ウ 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

エ 提出方法

- ・事務局まで、持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送により提出する場合は、必ず「特定記録」を利用してください。なお、郵送による提出は、令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時 15 分必着です。
- ・持参による提出は、県の関係機関の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間において受け付けます。
- ・持参による提出のため岐阜県庁舎に入る際は、県公式ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」を確認してください。

※電子メール等を用いた電子データによる提出は受け付けません。

（6）プロポーザルへの参加に当たっての注意事項

ア 失格又は無効

プロポーザル参加者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とし、又は当該プロポーザル参加者に係る評価を無効とします。

- （ア）委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
- （イ）各種提出書類が受付期間を過ぎて提出された場合
- （ウ）提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- （エ）公募要領に違反すると認められる場合
- （オ）プロポーザル評価会議の構成員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を試みた場合
- （カ）他のプロポーザル参加者に対して、プロポーザルへの参加の意思を確認し、又は企画提案の内容について相談した場合
- （キ）契約交渉の相手方の選定が終了するまでの間に、他のプロポーザル参加者に対して、故意に企画提案の内容を開示した場合
- （ク）評価の公平性に影響を及ぼし、又はそのおそれのある行為があった場合
- （ケ）プロポーザル評価会議終了後、参加者要件を満たさないことが判明した場合
- （コ）事務局があらかじめ指示した事項に違反した場合
- （サ）上記のほか、契約交渉の相手方の選定に影響を及ぼし、又はそのおそれのある不正な行為があった場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、当該提出書類を提出した法人等又は共同体が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書を提出してはなりません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期間を過ぎて提出書類を変更し、又は差し替え、若しくは再提出することは認めません。

オ 提出書類の返却

提出書類は、いかなる場合であっても、返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成その他のプロポーザルへの参加に当たって要する経費等は、その全てについて、プロポーザル参加者の負担とします。

キ その他

(ア) プロポーザル参加申込書を提出した者が企画提案書等を提出しない場合は、当該者はプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(イ) 企画提案書の提出をもって、プロポーザル参加者は本公募要領の記載内容に同意したものとみなします。

(ウ) 提出された企画提案書等については、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 企画提案書の提出後プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 3 時までに、事務局に持参又は郵送により提出してください。なお、郵送により提出する場合は、必ず「特定記録」を利用してください。

(7) 見積書作成に当たっての留意事項

ア 提案金額は、業務期間中に生じる本業務に係る費用の見込額とします。

イ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかにかかわらず、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示するものとしてください。

ウ 上記のほか、見積書作成に当たっての留意事項については、別添仕様書を参照してください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法

「結婚支援事業企画・運營業務委託」プロポーザル評価会議設置要綱に基づき、同要綱別表に定める構成員により構成される「結婚支援事業企画・運營業務委託」プロポーザル評価会議（以下「評価会議」といいます。）が、「結婚支援事業企画・運營業務委託」プロポーザル評価要領（以下「評価要領」といいます。）に基づき、企画提案者（以下「提案者」といいます。）の企画提案等を評価します。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和8年3月中旬（予定）

(2) 開催場所

岐阜県庁舎内（予定）

(3) 所要時間

- ・企画提案：25 分以内
- ・質疑応答：15 分程度

(4) 注意事項

- ・評価会議の詳細（開始時間等）については、企画提案書の受付期間終了後、別途お知らせします。
- ・評価会議の参加人数は3名までとしてください。（共同体においても1共同体当たり3名）
- ・企画提案については、企画提案書のみを使用して行うものとし、評価会議の場で新たな資料を配布したり、スライド機材等を使用したりすることはできません。
- ・提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・評価会議の開始時間に遅れた提案者は、企画提案を行うことができません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりとします。

4 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

評価要領に基づき、評価会議において、次に掲げる方法により選定します。

ア 構成員は、各提案者の企画提案等について、別表の評価基準に基づき評価し、点数を付けます。

イ 事務局は、構成員ごとに各提案者の点数を集計し、及び比較することで、構成員ごとに各提案者に順位を付けます。

ウ 事務局は、各提案者の順位に基づき、順位点として、1位の提案者には提案者数と同じ値の点数（例えば、提案者数が5であれば、5点）を、2位以下の順位の提案者には1位の点数から順に1点ずつ減じた点数を付けます。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該提案者の点数は、当該順位及びその下位にあって空位となる順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

エ 各提案者の順位点の合計を比較して、点数の高い提案者から順位を付けます。なお、順位点の合計が同点の場合は、見積額の低い提案者を高い順位とします。

オ 事務局は、最も順位が高い提案者を最優秀提案者に決定します。

カ 各提案者について、構成員が付けた点数の合計（以下「評価点合計」といいます。）が当該評価会議における上限の6割（以下「最低基準」といいます。）に満たない場合は、当該提案者は最優秀提案者の選定の対象としません。

（2）提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合であっても評価は実施し、当該提案者の評価点合計が最低基準を満たす場合は、当該提案者を最優秀提案者とします。なお、当該提案者の評価点合計が最低基準に満たない、又は提案者がいない場合は、再度公募を行うものとします。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者に文書で通知するとともに、県公式ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は、以下のとおりです。

- （1）最優秀提案者の名称、順位点、評価点、価格点及び提案金額
- （2）全提案者の名称（申込順）
- （3）全提案者の順位点、評価点、価格点及び提案金額（順位点順。ただし、提案者が2者の場合は公表しません。）
- （4）最優秀提案者の選定理由
- （5）評価会議の構成員の氏名
- （6）最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約に係る留意事項

1 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。

2 仕様書に係る協議

仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、契約交渉の相手方と県とが行う協議により、必要に応じて仕様書の内容を変更して契約を締結するため、契約額が見積額と異なる額になる場合があります。

3 協議が整わない場合

選定した契約交渉の相手方と県とが行う仕様の協議が整わない場合は、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たす者に限ります。）と協議を行います。

4 公募要領への疑義

この公募要領の記載事項について疑義がある場合は、その都度、両者が協議して進める

こととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の保護

事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

事業者は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

（1）妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

（2）履行期間の延長

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができることとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500－8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁舎14階）

岐阜県 子ども・女性部 子ども・女性政策課 政策企画係

T E L : 058－272－1918

F A X : 058－278－2892

E-mail : c11239@pref.gifu.lg.jp

別表

「結婚支援事業企画・運営業務委託」プロポーザル評価基準

各構成員は、評価項目ごとに設定された評価基準に基づき、各評価項目の配点の合計を150点満点として採点する。

1 業務実施体制等

評 価 項 目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 業務実施体制・運営体制（10点） ・過去の実績、活動状況等に鑑み、本業務の受託能力が認められ、知識、経験、ノウハウ、成果等を業務に反映することが見込まれるか。 ・適切なセンター運営及びサービスの提供を行うためのスタッフの管理体制が示されているか。 ・スタッフの対応水準を向上させるための研修について具体的に示されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
② 人員体制（業務従事者の知識、経験、技能等）（10点） ・業務を適正かつ確実に実施できる人員体制が構築されているか。 ・業務の遂行に必要な知識、経験、技能等を有する人材の配置が計画されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
③ 業務の実施方針及び全体スケジュール（5点） ・仕様書に基づき、業務の趣旨・目的を正しく理解し、業務の実施方針が立案されているか。 ・業務の全体スケジュールは、効果的かつ現実的なものか。	5点	4点	3点	2点	1点
④ 見積内容（5点） ・事業費の積算は妥当か。	5点	4点	3点	2点	1点
小 計	30点満点				

2 業務実施計画

評 価 項 目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① センターの運営等に関する計画（35点） ・結婚支援コンシェルジュとしての役割を把握し、市町村、結婚相談所及び企業等に対する具体的な支援が提案されているか。 ・広報について、センターに係る認知度の向上、会員登録・センター利用の促進等が適切に図られる内容が提案されているか。また、独身者に対して効果的に訴求するための手法が提案されているか。 ・県外在住者に対する働きかけについて、効果的な取組が提案されているか。 ・おためし会員の募集の取組について、おためし会員の区分ごとに効果的な手法が提案されているか。	35点	28点	21点	14点	7点
② 独身者の支援に関する計画（30点） ・各イベントの参加者の確保のため、効果的な広報手法が提案されているか。 ・お見合い会について、マッチング率を向上させるための効果的な取組が提案されているか。 ・メタバースを活用した婚活イベントについて、メタバースを活用するメリットを考慮したイベント内容が提案されているか。 ・スキルアップセミナーについて、県における結婚支援を取り巻く状況や、婚活事情を踏まえた内容が提案されているか。	30点	24点	18点	12点	6点
③ 市町村及び結婚相談所の支援に関する計画（30点） ・相談員研修について、相談の現場で活用できる実践的なテーマ・内容が提案されているか。また、講師、開催方法等については、より多くの参加者が見込まれるような工夫が提案されているか。 ・意見交換会について、参加者の課題解決に資するとともに、参加者間に連帯感が醸成される工夫が提案されているか。 ・市町村や結婚相談所との連携イベントについて、独身者の集客が見込め、かつ、婚活に有益なものが提案されているか。 ・市町村と企業等のマッチングについて、マッチングの方法、その後のフォローまで効果的な方法が提案されているか。	30点	24点	18点	12点	6点
④ ぎふ婚活サポーターの活用に関する計画（20点） ・ぎふ婚活サポーターの募集方法について、具体的かつ効果的な手法が提案されているか。 ・婚活サポートスキルアップ研修・意見交換会について、独身者に対する効果的な支援の手法を習得できる内容が提案されているか。 ・ぎふ婚活サポーターの活動を促進させる取組について具体的で効果的な提案がされているか。	20点	16点	12点	8点	4点
小 計	115点満点				

3 社会的課題への取組

評 価 項 目	評価基準点
① 仕事と家庭の両立（2点）	該当する場合に加点（1～2点）
② 障がい者雇用（1点）	該当する場合に加点（1点）
③ 若者の採用・育成（1点）	該当する場合に加点（1点）
④ ぎふSDGs推進パートナー登録制度への登録状況（1点）	該当する場合に加点（1点）
小 計	5点満点